

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

土地収用法に基づくあっせん委員及び仲裁委員の主管局課等を定めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年十二月十八日